

○経済産業省告示第百九十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月十八日から施行する。

平成二十七年九月十八日

経済産業大臣 宮沢 洋一

第二号に次のように加える。

レ 南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）

新旧対照表

○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法（平成十五年経済産業省告示第九十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引は次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との間で行うもの イ 夕 レ 南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）</p> <p>三 (略)</p>	<p>外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引は次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて次に掲げる者との間で行うもの イ 夕 （新設）</p> <p>三 (略)</p>